

那須烏山市産業団地適地調査業務委託 特記仕様書

第 1 章 総 則

(適用)

第1条 本特記仕様書は、那須烏山市産業団地適地調査業務委託（以下「本業務」という。）について適用するものであり、那須烏山市（以下「甲」という。）が発注する本業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本業務は、国土交通省が策定する「関東ブロック新広域道路交通計画」及び栃木県が策定する「とちぎの道路・交通ビジョン 3.0」中に位置づけられた構想路線「(仮)つくば・八溝縦貫・白河道路」の整備を見据え、本市の将来的な新産業団地の整備について検討するため、整備する場合の適地、手法等について戦略的な観点を取り入れた調査を行い、新産業団地整備事業の実施判断に必要な基礎資料を作成することを目的とする。

(準拠する関係法令等)

第3条 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書及び那須烏山市の業務委託契約書によるほか、関係法令及び規程等に準拠する。

(対象地域)

第4条 本業務の対象地域は、那須烏山市全域とする。

(実施期間)

第5条 本業務の実施期間は、契約締結の日から令和9年3月10日までとする。

第 2 章 業務内容と策定体制

(業務内容)

第6条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 那須烏山市における産業特性等の整理

① 産業特性の整理

那須烏山市の産業特性及び企業立地動向の整理、周辺地区における近年の産業団地開発動向と企業立地動向等を整理する。

② 上位計画等の整理

栃木県が策定するとちぎ産業成長戦略、都市計画区域マスタープラン、那須烏山市が策定する総合計画、都市計画等の上位・関連計画内での位置づけ、方針、具体的な方策等について整理する。

③ 産業振興に関する施策方針の整理

那須烏山市における産業振興に係る市政発展を支える方向性や戦略について整理する。

(2) 那須烏山市における産業団地適地の抽出

① 抽出条件の整理

短期間で確実かつ採算性確保を前提とし、前項で整理した産業特性等を踏まえ、那須烏山市の財政状況や自然条件等の実情に合わせた、産業団地整備に適した一団の区域を抽出するため、開発可能性の高いエリアの条件・要素等を設定する。

② 適地の抽出

前項で整理した各条件・要素ごとに図上で展開し、適地として必要な一団のまとまりある土地が確保できるエリアを抽出する。

(3) 新たな産業団地の可能性調査（適地の現況整理）

① 現地踏査

抽出適地内およびその周辺を踏査し、図上では把握できない状況等をコメントと写真等をプロットした「踏査図」としてとりまとめる。

② 実態調査

法的規制条件（都市計画法、農振法、農地法、埋蔵文化財保護法、自然公園法等）、土地利用状況、施設立地状況、権利状況、地形地物、幹線道路等のインフラの整備（計画を含む。）状況、「(仮)つくば・八溝縦貫・白河道路」の整備に向けた動向、周辺環境等を既存資料及び現地踏査結果から整理し、開発に際して留意すべき実態としてとりまとめる。

③ 前提条件・整備課題のとりまとめ及び抽出適地の評価

現地踏査、実態調査をもとに、実際の開発に際して考慮すべき前提条件や整備課題をとりまとめ、誘致すべき業種を考察し、抽出適地ごとに比較を行い、優位性・実現性等の評価を行う。

(4) 報告書の作成

前項までの検討結果、内容、過程、課題等を報告書にとりまとめる。

(5) 設計協議

①初回打合せ

②中間打合せ

③成果品納入時

(配置技術者等)

第7条 乙は、本業務の実施にあたり、配置する技術者は下記のとおりとする。

(1) 配置する技術者

①主任技術者 業務の管理及び統括を行う者

②担当技術者 主任技術者の下で各分担業務における業務を行う者

③照査技術者 成果物の内容の技術上の照査を行う者

(2) 配置する技術者の要件

①上記の各技術者は、乙と直接かつ恒常的な雇用関係が3カ月以上ある社員であること。

②主任技術者と照査技術者及び担当技術者と照査技術者を兼ねることはできない。

③主任技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有する者であること。

ア 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

イ 技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）

ウ シビルコンサルティングマネージャ（都市計画及び地方計画）

（協議）

第8条 本業務の実施にあたり、乙は甲の指示する担当職員と概ね3回程度の協議を行うこととし、協議の際は主任技術者及び照査技術者のいずれかは必ず出席すること。

なお、乙は協議終了後、「協議記録簿」を作成し甲の承認を得なければならない。

（成果品とりまとめ）

第9条 報告書及び作成した各資料について整理し、各成果品の電子データをCD又はDVD等の電子記録媒体に記録する。

第 3 章 成 果 品

（成果品）

第10条 本業務の成果品は、下記のとおりとする。

（1）報告書

（成果品・データ等を収録・市販ファイル製本）

2部

（2）上記の電子原稿データを格納した電子記録媒体

2枚

（成果品の帰属等）

第11条 本業務の成果品は全て甲の帰属とし、乙は成果品等を甲の許可無く公表、複製又は貸与してはならない。

（納期及び納入場所）

第12条 本業務の成果品の納期及び納入場所については、甲乙協議により決定する。